

農林業、商工業に関すること



農林業に関すること

64 農業用無人航空機操縦者育成事業

病害虫防除のために農業用無人航空機のオペレーター技能を取得した方が所属する団体に補助金を交付します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	無人航空機を保有または導入が見込まれる町内の水稲病害虫防除事業実施団体や、農業法人および集落営農組織等の構成員等で、町民の方 ※ことしの1月から12月までに教習を受けた方
助成額等	オペレーター技能を新たに取得するために要した受講料(税抜額)の3分の1以内の額 ※対象者1人当たりの限度額は10万円

65 営農継続支援事業

営農を維持・継続する農業者等に対し、機械・施設等の購入経費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	・認定農業者および認定就農者 ・認定農業者以外の農業者で63歳未満の方
助成額等	【認定農業者等】機械等購入費(税抜)の6分の1以内の額(上限額50万円) 【認定農業者以外】機械等購入費(税抜)の2分の1以内の額(上限額50万円) ※7年間の営農継続が条件 ※中古機械等も可 ※アタッチメントをはじめとする付属品のみは対象外 ※税抜事業費の下限額は10万円

66 サキホコレ作付応援事業

サキホコレを作付けする農業者に生産者負担金の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	サキホコレを作付けし、出荷した農業者
助成額等	【特別栽培米】堆肥「美郷の大地」施用 生産者負担金の2分の1以内の額 【上記以外】生産者負担金の4分の1以内の額

67 生産力強化支援事業

認定農業者等の農業経営の複合化や規模拡大等に必要な機械・施設等の購入経費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	土地利用型作物・園芸作物等の規模拡大等をする認定農業者、認定就農者等
助成額等	機械等の購入費(税抜額)の2分の1以内の額

68 作物転換総合支援事業

美郷推進作物および美郷ブランド作物を作付拡大または新規作付する農業者等に、拡大面積の助成に加え、種苗、機械等、園芸用ハウスの購入費の一部を助成します。

・美郷推進作物
アスパラガス、エダマメ、キュウリ、トマト、ネギ、スイカ、キャベツ、ホウレンソウ、シイタケ、花き(美郷雪華を除く)、ニラ、メロン、サツマイモ
・美郷ブランド作物
美郷雪華、レンコン、セリ

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	交付対象水田に美郷推進作物および美郷ブランド作物を前年度より作付拡大または新規作付する農業者・集落営農組織(作物に応じて拡大面積の要件あり)
助成額等	【拡大面積助成】2年間交付 露地4万円/10a、施設8万円/10a ※初年度は、拡大面積が30a以上の場合、産地交付金(県推進枠)の10a当たり単価との調整があります。 【種苗助成】 美郷推進作物 補助率2分の1以内(上限額10万円) ※園芸メガ団地は上限額50万円 美郷ブランド作物 補助率2分の1以内(上限額30万円) 【機械等助成】補助率2分の1以内(上限額50万円) 【園芸用ハウス助成】補助率2分の1以内(上限額50万円)

69 6次産業化支援事業

町内農産物の加工・販売等の6次産業化の取り組みに対し、経費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	町内農産物の加工・販売などの6次産業化に取り組む農業者等
助成額等	・首都圏等での展示販売・商談会等に係る経費 税抜事業費の3分の2以内の額(上限額15万円) ・町内農産物の加工機器および新商品開発等に係る経費 税抜事業費の2分の1以内の額(上限額50万円) ・農商工連携による農産物生産支援の経費 税抜事業費の2分の1以内の額(上限額25万円)

各種制度案内
農林業

70 6次産業化施設整備支援事業

地域資源を活用した6次産業化ビジネスを推進するため、農業経営体等が取り組む機械の導入や施設の整備を支援します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	【経営多角化支援・異業種連携支援】 農業者、認定農業者、認定就農者、女性農業者、農業者が組織する団体 【女性活躍支援】女性農業者
助成額等	税抜事業費の2分の1以内の額

71 循環型農業土づくり応援事業

堆肥(美郷の大地)を購入し、出荷・販売を目的とした特別栽培米、美郷推進作物、美郷ブランド作物、大豆および生薬を栽培するために施用した農業者等に対し、堆肥(美郷の大地)の購入費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	1月から12月に堆肥(美郷の大地)を購入し、出荷・販売を目的とした特別栽培米、美郷推進作物、美郷ブランド作物、大豆および生薬を栽培するために施用した農業者等
助成額等	堆肥(美郷の大地)の購入費(税抜額)の3分の1以内の額(上限単価 5,000円/10a)

72 新規就農者支援事業

町外から転入して町内で新規就農する場合に住居・農地の賃借料の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	町外から転入して町内で新規就農する認定就農者
助成額等	【住居賃借料】 賃借料の2分の1以内の額(上限額5万円/月) 交付期間 4年間 【農地賃借料】 賃借料の全額(上限額15万円/年) 交付期間 4年間

73 新規就農者研修支援事業

新規就農に必要な技術を身に付けるため、研修施設で農業研修する方に対して、研修奨励金を交付します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	研修施設で農業研修する就農時の年齢が50歳未満の方
助成額等	【奨励金額】 7万5,000円/月 【交付期間】 2年間以内

74 新規就農者育成総合対策事業

認定就農者に対して資金を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	就農時の年齢が50歳未満の認定就農者
助成額等	【経営確立資金】 12万5,000円/月 交付期間 最長3年間 【機械導入資金】 機械等購入費(税抜額)の4分の3以内の額 補助対象上限額 500万円

75 新規就農者雇用促進支援事業

農業法人が50歳未満の町民を雇用した場合に社会保険料事業主負担分を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	50歳未満の町民を雇用した農業法人
助成額等	社会保険料の事業主負担分を助成 上限額3万円/月 ※ただし、雇用開始後2年間

76 新規就農者経営安定支援事業

新規就農者の種子・肥料・農薬等の購入費を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	新規就農者育成総合対策事業に該当する新規就農者
助成額等	上限額10万円 ※ただし、新規就農後3年間

77 農地所有適格法人育成事業

集落営農等から農業法人を設立した場合に助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	集落等を基礎として設立された農業法人
助成額等	1法人10万円

78 農地所有適格法人運営支援事業

設立間もない農業法人の円滑な運営を支援するため、専門家へ依頼した会計事務等の経費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	集落等を基礎として設立された農業法人
助成額等	専門家へ依頼した会計事務等の経費(税抜10万円以上)の2分の1以内の額(上限額15万円) ※ただし、設立後会計年度3年分

79 スマート農業導入支援事業

規模拡大を図る農業者を支援するため、スマート農機の導入およびRTK基地局の利用に係る費用の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	認定農業者、認定就農者および集落営農組織
助成額等	<p>【①スマート農機導入分】 機械等購入費(税抜額)の3分の1以内の額 (上限額100万円)</p> <p>【②自動操舵システム取付分】 機械等購入費(税抜額)の2分の1以内の額 (上限額50万円)</p> <p>【③RTK基地局利用料分】 ライセンス利用料(税抜額)の2分の1以内の額 (利用開始後1年間)</p> <p>※①・③または②・③のいずれかに取り組むこと。 ※秋田県仙北平野土地改良区が管理運営するRTK基地局を利用すること。 ※事業実施の翌々年度までに作業面積が1割以上拡大する計画であること。</p>

80 薬用植物栽培支援事業

薬用植物を栽培している農業者に対し補助金を交付します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	町が指定する供給元から種苗の提供を受けて薬用植物(カンゾウ・キキョウ・エイジツ等)を栽培している農業者
助成額等	<p>【栽培面積に対する助成】※産地交付金と同額 4万6,000円以内/10a(田以外)</p> <p>【出荷重量に対する助成】7,000円以内/kg</p>

81 優良牛飼育奨励事業

繁殖用雌牛、肥育用素牛、乳用雌牛を導入した畜産農家に対し、導入費用の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	家畜市場で優良牛(繁殖用雌牛、肥育用素牛、乳用雌牛)を導入した畜産農家
助成額等	<p>・1頭当たりの導入費用の10% (上限額4万円) ※1畜種ごとに1経営体当たり年間上限額20万円</p> <p>・繁殖用雌牛の自家保留の場合は、当月市場雌牛平均価格の10% (上限額4万円)</p> <p>【堆肥センターに家畜排泄物を搬入している場合】</p> <p>・1頭当たりの導入費用の12.5% (上限額5万円) ※1畜種ごとに1経営体当たり年間上限額25万円</p> <p>・繁殖用雌牛の自家保留の場合は、当月市場雌牛平均価格の12.5% (上限額5万円)</p>

82 優良子牛生産支援事業

育種価の高い受精卵の使用による優良肉用牛の生産を支援するため、移植する受精卵の購入費用の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	畜産農業者等
助成額等	優良黒毛和種の受精卵の購入費(税抜額)の2分の1以内の額(上限額2万円/卵)

83 家畜自衛防疫事業

家畜の疫病予防のため、予防接種費用の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	家畜の予防接種をする畜産農家
助成額等	接種料金の2分の1の額

84 夢ある畜産経営ステップアップ支援事業

複合型生産構造の転換を加速させるため、畜産経営体が行う規模拡大に必要な家畜の導入や機械・施設等の整備を支援します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	認定農業者および認定就農者
助成額等	<p>繁殖用雌牛(外部導入) 3分の1以内 (上限額25万6,100円/1頭) (自家保留) 10万4,000円以内(定額)</p> <p>肥育素牛 1万6,800円</p> <p>乳用初妊牛 3分の1以内 (上限額28万6,000円/1頭)</p> <p>※増頭分が対象となります。 畜舎、スマート農業機械、比内地鶏生産拡大、自給飼料生産拡大(機械整備、草地整備改良、稲わら用保管庫)、耕畜連携(堆肥散布用機械、堆肥舎・堆肥保管庫)については、税抜事業費2分の1以内の額。</p>

85 環境保全型農業直接支払事業

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減したうえで、地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組んだ農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等に対し交付金を交付します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者	町が事業計画を認定した農業者団体等	
助成額等	【有機農業】 そば等雑穀、飼料作物以外 そば等雑穀、飼料作物	14,000円/10a 3,000円/10a
	【堆肥の施用】 【緑肥の施用】	3,600円/10a 5,000円/10a
	【総合防除】 そば等雑穀、飼料作物以外 そば等雑穀、飼料作物	4,000円/10a 2,000円/10a
	【炭の投入】	5,000円/10a

86 多面的機能支払事業

将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るため、農業者、地域住民、自治会、関係団体などで構成する活動組織の地域共同活動に交付金を交付します。また、老朽化が進む農業用の用排水路などの長寿命化のための補修等の取り組みに交付金を交付します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者	町が事業計画を認定した活動組織	
助成額等	【農地維持支払】 3,000円/10a 【資源向上支払(共同)】 新規組織 2,400円/10a 継続組織 1,800円/10a ※継続組織:事業に5年以上取り組んだ組織	

87 中山間地域等直接支払事業

農業生産条件の不利益な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生活生産活動等を行う場合に、面積に応じて交付金を交付します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者	町が事業計画を認定した集落協定等	
助成額等	【田】 急傾斜(20分の1以上) :21,000円/10a 緩傾斜(100分の1以上) : 8,000円/10a 【畑】 急傾斜(15°以上) :11,500円/10a 緩傾斜(8°以上) : 3,500円/10a	

88 林業トップランナー養成研修等支援事業

秋田県林業トップランナー養成研修を受講する方に対して補助金を交付します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者	町内に住所を有し、秋田県林業トップランナー養成研修の受講を許可された方	
助成額等	秋田県林業トップランナー養成研修の受講料に相当する額	

89 アメリカシロヒトリ等防除支援事業

アメリカシロヒトリ等の共同防除に必要な薬剤購入費に対して補助金を交付します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者	町内会、自治会、集落等	
助成額等	薬剤購入費(税抜額)の3分の2以内の額	

90 狩猟免許新規取得支援事業

有害鳥獣の捕獲のために、新たに狩猟免許を取得する方に対して補助金を交付します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者	町内に住所を有し、美郷町鳥獣被害対策実施隊に加入される方	
助成額等	免許取得等に係る経費の3分の2以内の額(上限額7万円)	

91 鳥獣被害防止対策支援事業

農地等における鳥獣による被害を防止するため、侵入防止柵等の設置費用の一部を助成します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者	町内に住所を有し、かつ町内の農地等に侵入防止柵等を設置しようとする方	
助成額等	【出荷作物を生産している農地等に設置する場合】消費税抜き事業費の2分の1(千円未満切捨) 【自家消費作物を生産している農地等に設置する場合】消費税抜き事業費の4分の1(千円未満切捨)	

92 有害鳥獣誘引樹木伐採事業

人の生活圏への有害鳥獣の出没を抑制するため、有害鳥獣を誘引する樹木の伐採費用の一部を助成します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者	・町内にクワ・カキなどの有害鳥獣を誘引する樹木(誘引樹木)を所有し、当該樹木の伐採を業者に委託する個人または団体 ・誘引樹木を管理し、所有者の同意を得て、当該樹木を業者に委託する個人または団体
助成額等	・伐採費分と処分費分の補助金算定額の合計額(千円未満切り捨て) 【伐採費分】 消費税抜き伐採費の2分の1(樹木1本当たり上限額25,000円) 【処分費分】 消費税抜き処分費の2分の1(樹木1本当たり上限額25,000円)

商工業に関すること

93 中小企業支援事業

中小企業の経営安定や商工業の振興を図るため、必要な資金をあっせんし、融資に係る利子や保証料を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909

対象者	①町内に店舗または工場を有する事業者で、1年以上同一事業を営んでいる方 ②町内で新規に事業を営む方(事業開始または会社設立5年未満の方を含む)
助成額等	【融資限度額】 ①制度により1,500万円または1,250万円 ②1,000万円 【助成額】・保証料の全額(一部制度については自己負担あり) ・貸付利率の2分の1の額(2年間)

94 商工業振興奨励金交付事業

町内の企業、団体または個人が事業所を新設もしくは増設して町内居住者を雇用した場合または機械装置を整備した場合、固定資産税相当額の奨励金を交付します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909

対象者	①事業所整備 100万円以上の固定資産を取得し、町内居住者1人以上を正規雇用した事業者 ②機械装置整備 150万円以上の固定資産を取得した事業者
助成額等	①固定資産税相当額(3年分) ②固定資産税相当額の2分の1(3年分) ただし、町内居住常時雇用者が1人以上の場合は固定資産税相当額の3分の2 ※令和6年3月31日まで取得した場合は5年分 令和7年3月31日まで取得した場合は4年分

95 誘致企業奨励金交付事業

製造業、旅館業(下宿業除く)、情報サービス業等、農林水産物等販売業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、農業・林業、観光・レジャー産業で、町内に事業所を新設または増設した場合、企業立地や雇用に対して奨励金を交付します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909

対象者	・業種や新增設に応じて投下固定資産額500万円～5,000万円以上 ・常時雇用者が1人～5人以上
助成額等	・固定資産税相当額(5年分) ・町内居住者常時雇用数5人を超える人数に対し1人当たり5万円 ※2年間で上限額500万円

96 本社機能移転促進事業

美郷町内への本社機能移転を促進し、町内における産業の活性化および町民の雇用機会の拡大を図ることを目的に、町外から本社機能を移転する企業に対して支援します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909

対象者	本社所在地が町外にある企業および事業者(製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 または観光関連産業の用に供する施設)
助成額等	町内に本社機能移転する事業に要する経費(上限額100万円)

97 企業紹介型企業誘致サポーター事業

美郷町内への企業誘致を促進し、町内における産業の活性化および町民の雇用機会の拡大を図ることを目的に、自ら企業誘致活動に取り組む町内企業および進出企業に対して支援します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909

対象者	①紹介企業(自ら企業誘致活動に取り組む町内に事業所を有する企業および事業者) ②進出企業(美郷町企業誘致条例または美郷町商工業振興奨励金交付要綱に定める基準に該当する、町内に新たに事業所を設置する企業および事業者)
助成額等	①紹介企業が自ら行う誘致活動に要する経費(上限額50万円) ②紹介を受けて進出する企業の事業所設置に要する経費(上限額100万円)

98 中小企業新分野進出応援事業

町内産業の活性化および町民の雇用の確保を図るため、町内企業の進出を支援します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内において1年以上の事業実績があり、すでに行っている事業を継続しながら、日本標準産業分野の大分類(製造業は小分類)を超えて新分野に進出する企業
助成額等	設備導入に要する経費の3分の1以内の額(上限額200万円) ※上限額は、町内業者から導入の場合

99 企業人材獲得支援事業

町内企業の人材獲得の促進と雇用環境の活性化を図るため、複数の企業で実施するインターンシップや人材獲得に関連した事業を支援します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	複数企業によるインターンシップ事業を実施する協議会等
助成額等	対象経費の3分の2以内の額(上限額60万円)

100 起業家総合支援事業

新たに起業することを目的として店舗または事務所等の新築・増改築等に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内で新たに起業する事業者等(町内に住所を有する方)
助成額等	事務所等の新築、増改築等に要する経費の2分の1以内の額(上限額200万円) ※上限額は町内業者施工の場合

101 空き店舗等活用家賃支援事業

空き施設の解消を図るとともに、空き施設を活用して出店する事業者に賃貸借料の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	空き施設(「空き家バンク」登録物件)の借上期間が2年以上となる方
助成額等	【借上期間1～2年目】賃貸借料の2分の1の額(上限額1カ月当たり5万円) 【借上期間3～4年目】賃貸借料の4分の1の額(上限額1カ月当たり2万5,000円)

102 空き店舗等活用出店促進事業

空き店舗等の解消および出店を促進し、商工業の振興および地域活性化を図るため、町内での空き店舗等の改修、新增築や駐車場整備を行う事業者に対して、費用の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	空き家バンクの登録物件を活用して出店を行う事業者
助成額等	対象経費の2分の1以内の額(上限額150万円) ※上限額は町内業者施工の場合

103 雇用促進支援事業

雇用環境の維持を図ることを目的として、新たな雇用創出を行った町内事業者の正規雇用者に係る人材育成費用を支援します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者
助成額等	次に該当する60歳未満の町民を新たに正社員(雇用期間の定めなし)として、町内事業所で6カ月雇用を継続した場合 ①新卒者(高校、大学等を卒業して3年以内の未就職者) 15万円 ②中途採用者 10万円 ③移住者(10年以上の町外居住者) 10万円 ④起業家総合支援事業、中小企業新分野進出応援事業、商工業振興奨励金、本社機能移転促進事業により雇用された者 10万円

104 雇用機会創出支援事業

企業が人材獲得または雇用機会の創出のために実施するインターンシップの費用の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者
助成額等	1人当たり(1企業あたり3名まで)交通費の2分の1以内の額(上限額2万円) 宿泊費の2分の1以内の額(上限額2万5千円)

105 職業訓練等支援事業

職業スキル向上による就労支援のため、町が指定する職業訓練団体が行う特別教育および技能検定に係る準備講習会等の受講料を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 美郷町民

助成額等 受講料の全額

106 資格取得サポート事業

就業機会の拡大を図るため、求職者の各種技能や知識向上を図る教育訓練費用、資格取得費用の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 美郷町民(60歳未満)

助成額等 対象経費の2分の1以内の額
(上限額5万円 年度内1人につき1件まで)
※厚生労働大臣指定教育訓練対象資格に限る。

107 特産品開発事業

特産品の新規開発および販路拡大を図るため、地域資源を活用した新たな特産品となる新商品を開発しようとする町内の事業者等に対し、調査研究等に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者等

助成額等 対象経費の3分の2以内の額
(上限額30万円)

108 パッケージデザイン等支援事業

美郷町産品のイメージアップと商品のブラッシュアップを図るため、新たな特産品パッケージデザインを企画・制作する経費または美郷雪華を活用した商品や美郷ブランド認定商品の商品宣伝資材等に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者

助成額等 対象経費の3分の2以内の額
(上限額20万円)

109 ビジネスマッチング支援事業

販路拡大と地域産業の振興を図るため、町内事業者等が販路開拓を目的とした展示会または見本市などへの参加経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者等

助成額等 対象経費の2分の1以内の額(上限額10万円)
※美郷ブランド認定商品は上限額20万円

110 海外ビジネス推進事業

海外ビジネスを推進するとともに、来町意欲を喚起するための町のPRを図る町内事業者等に対し、海外販路の開拓を目的とした展示会または見本市などへの参加経費および外国人向け情報発信に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者等

助成額等 対象経費の3分の2以内の額(上限額50万円)
※美郷ブランド認定商品は上限額60万円

111 インターネット販売販路開拓支援事業

販路拡大と地域産業の振興を図るため、町内事業者等がインターネットを利用した販路開拓を行う環境整備に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者等

助成額等 対象経費の3分の2以内の額
(上限額20万円)

112 省エネルギー設備更新支援事業

町内事業者が行う省エネルギー設備への更新に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者

助成額等 対象経費の2分の1以内の額(上限額100万円)
(生産およびサービスを提供するために必要な省エネルギー等に資する設備の購入費、工事費(既存設備の更新に限定、撤去費・処分費を含む))